通所リハビリテーション運営規定(介護予防)

(目的及び方針)

第一条

1. 要支援状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に 応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション を行うことにより、利用者の心身の維持回復を図ること。

2. 運営方針

- ①介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及びその他必要なリハビ リテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅にお いて、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。
- ②自らその提供する介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図ること に努めるものとする。

(従事職員の職種、員数、職務内容)

第2条

- ・従事職員の職種、員数は次の通りとする。
- ・管理者(医師) 1名 事業所の管理・利用者の健康管理業務
- ・支援相談員 1名 相談・市町村連携業務
- ・介護員 1名以上 介護業務
- ・理学療法士(作業療法士) 1名 リハビリ業務

(営業日及び営業時間)

第3条

営業日及び営業時間は次の通りとする。

- ・営業日:毎週月曜日から金曜日まで
- ・休日:国民の祝日、土曜日及び日曜日、12月30日から1月3日、8月14日から16日
- ・営業時間: 午前9時30分から午後4時00分

(利用定員)

第4条

指定通所リハビリテーション事業所の利用定員は10名とする。

第5条

- 1. 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- 2. 通所リハビリテーションの職員は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に 行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる 事項について、理解しやすいように指導または説明を行う。
- 3. 通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症の状態にある要介護者に対しては、必要に応じその特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。

(利用料の額)

第6条

- 1. 法定の施設に係る人員及び設備の基準を満たした上で、利用者の要介護認定に応じて定められた それぞれの所定単位により算定し、利用者は市町村発行の負担割合証によりその算定した額の1 割、2割、3割相当額を利用料として負担するものとする。
- 2. その他の料金

前項1に規定した料金の他の費用については、利用者の合意を得て、重要事項説明書に定める負担を求めるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条

通常の事業の実施は、奥州市、金ヶ崎町とする。

(身体の拘束等)

第8条

事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命 または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、事業所の医師がその様態及び時間、 その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

第9条

事業所は、利用者の人権、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に 周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(サービス利用にあたっての留意点)

第10条

- 1. 利用するに当たっては、共同生活の秩序を保ち、かつ相互の親睦に努めること。
- 2. 利用者は身上に関する変更が生じた場合は、通所リハビリテーション事業所に届け出るものとする。
- 3. 利用者は故意に次の行為をしてはならない。
 - ①喧嘩・泥酔等他人に迷惑をかけること。
 - ②指定した場所以外で、火気を用いること。
 - ③施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
 - ④無断で備品の位置、形状を変更すること。
 - ⑤建物、設備等に損害を与えること。
- 4. 利用者が、前項3の①から⑤に定める事項の一つに反し、管理者の指示に従わない時は利用を解除・終了することができる。

(非常災害対策)

第11条

- 1. 事業所の職員は常に災害を未然に防止するよう努めなければならない。
- 2. 管理者は防火管理者を定め、非常災害その他緊急の事態に備え、取るべき措置について予めその 計画を立て、利用者及び職員等の参加を求め、少なくとも年2回以上の消防訓練を行うものとす る。

(事業継承計画の策定等)

第12条

- 1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し介護予防通所リハビリテーションの 提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務 継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2. 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて事業継続計画の変更を行う。 (事故発生の防止及び発生時の対応)

第13条

事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止の ための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事 故が発生した場合、事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第14条

職員は、介護保健関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第15条

- 1. 職員の質向上のために、その研修の機会を確保する。
- 2. 事業所は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護員)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受けさせるために必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理)

第16条

- 1. 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2. 感染症が発生し又は蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止の為の指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヵ

月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3. 管理栄養士は、毎月1回検便を行わなければならない。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第17条

1. 職員に対して、当事業所職員である期間及び当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

第18条

(職員の健康管理)

1. 職員は、事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。

2.

(その他施設の運営に関する重要事項)

第19条

- 1. 利用申し込みがあった場合、サービスの提供が困難と認められる場合には、その理由を明確にし申し込み本人又は家族に対し説明し、理解を得なければならない。
- 2. サービス提供開始にあたっては、重要事項説明書等により説明を行うものとする。

(損害賠償)

第20条

- 1. 利用者は、故意又は過失で施設(設備及び備品) に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更した時は、その損害を弁償し、または現状に回復する責めを負うこととする。
 - 2. 損害賠償の額は、利用者等の収支及び事情を考慮して減免できるものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第21条

- 1. 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知する物とする。
 - ①正当な理由なしに、利用者に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させ たと認められる時。
 - ②偽り、その他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとした時。

(協力医療機関)

第22条

指定介護予防通所リハビリテーションは、利用者の病状の急変に備えるため、予め次の協力医療機関を定める。

・併設医療機関:おとめがわ病院

· 協力医療機関: 県立胆沢病院、県立江刺病院、奥州市立総合水沢病院、奥州病院

· 協力歯科医院: 森岡歯科医院

付則

- この規程は平成18年4月1日より施行する。
- この規程は平成21年4月1日より改正施行する。
- この規程は平成25年1月1日より改正施行する。
- この規程は平成30年7月1日から改正施行する。
- この規程は平成31年2月1日から改正施行する。
- この規程は令和元年10月1日から改正施行する。
- この規程は令和2年3月1日から改正施行する。
- この規程は令和5年8月1日から改正施行する。